

市民交流の場づくり事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の「仲間づくり」、「居場所づくり」、「生きがいくくり」等交流の場の提供をとおして、お互いに支え合い助け合う地域づくりを实践し、市民福祉の向上に寄与していると認められる者に助成金を交付し、活動の安定と継続的な事業運営の助長を促すことを目的とする。

(助成金の交付対象)

第2条 この助成金の対象は、次に掲げる活動を行うことにより市民福祉の向上が期待される公益的事業とする。

- (1) サロン活動を自主的に企画・運営している者
 - (2) 障がい者や高齢者等の憩いの場、交流の場を積極的に提供している者
 - (3) 高齢者等の就労と生きがいくくりの場として、地域食堂を運営している者
 - (4) その他、会長が特に助成が必要と認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については助成対象としない。
- (1) 営利を目的とする事業、政治団体及び宗教団体が行う事業
 - (2) 伊達市から財政支援を受けて実施している事業
 - (3) 事業収入（寄付金、協賛金等を含む。）により運営収支が均衡している事業
 - (4) 活動実績が1年に満たない事業

(対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、第1条に規定する目的を達成するために直接必要な経費とする。

(助成期間)

第4条 助成期間は、同一団体が実施する同一内容の事業は、最長で3ヶ年とする。

(助成金額)

第5条 毎年度の助成金は、予算で定める額を限度とし、1団体当たり30万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、市民交流の場づくり事業助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 助成金の交付申請時期は、毎年度4月1日から5月31日までとする。

(審査)

第7条 総務企画委員長、地域福祉推進委員長及び常務理事を構成員とする審査委員会を組織し、助成金交付の適否及び助成金の額等について会長に、市民交流の場づくり事業助成金審査意見書（様式第2号）を提出する。

- 2 会長は、審査会の意見を踏まえ助成金について決定する。

(交付決定及び通知)

第 8 条 助成金の対象となる事業を決定したときは、市民交流の場づくり事業助成金交付決定通知書(様式第 3 号)を交付する。

(事業変更)

第 9 条 助成金交付決定通知を受けた後において助成事業に変更(廃止及び中止を含む。)が生じたときは、速やかに市民交流の場づくり事業変更承認申請書(様式第 4 号)を提出し承認を受けなければならない。

(変更決定通知)

第 10 条 前条の規定により当該助成金の変更を承認したときは、市民交流の場づくり変更決定通知書(様式第 5 号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 事業を完了又は廃止(中止を含む。)したときは、その日から起算して 30 日以内に市民交流の場づくり事業実績報告書(様式第 6 号)を提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第 12 条 助成金の実績報告が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、市民交流の場づくり助成金交付確定通知書(様式第 7 号)により通知し、その額を交付する。

2 助成事業者が助成金交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、前項の規定に関わらず、市民交流の場づくり事業助成金概算払申請書(様式第 8 号)により助成金の全額又は一部を概算払いにより交付することができる。

(助成金の返還等)

第 13 条 この助成金の交付決定又は交付を受けた者が、この要綱に違反又は虚偽の申請を行ったときは、交付決定の取り消し、又は助成金の返還を求めることができる。

2 前条第 2 項の規定により助成金の交付を受けた者が、第 9 条の規定により事業に変更等が生じたとき、または事業実績報告書提出により助成金が確定後、その助成金に余剰が発生した場合は、会長が指定する時期までに返還を求めることができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 9 月 10 日から施行する。

(経過措置)

2 本要綱第 6 条第 2 項の規定は、平成 26 年度に限り、10 月 31 日までとする。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。